

「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」
に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	GL
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	FAQ
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与	マネロン等
マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)	本文書

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I. はじめに		
1	（「I. はじめに」に関する内容） 1行目から2行目にかけて、「金融サービスを悪用されマネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）が行われると、犯罪者やテロリスト等に資金が渡り、…」とあるが、そもそも脚注にあるとおり、マネー・ローンダリングは犯罪によって得られた資金の出所を分からなくする行為であるから、「マネー・ローンダリング…が行われると、犯罪者やテロリストに資金が渡り」は実態と合っていない表現である（マネー・ローンダリングを行う前から、犯罪者に資金が渡っている）。この箇所は、例えば「金融サービスを悪用されマネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）が行われると、犯罪によって得た収益の隠れが行われ、犯罪者やテロリスト等に資金が渡り、…」等としてはどうか（下線部を追加）。	貴重なご意見として承ります。
III. 金融機関等における有効性検証		
2	（「III. 金融機関等における有効性検証」に関する質問） ・経営陣について、「自社のマネロン等対策が有効であることを自ら説明できること」とあるが、日本に所在する外国銀行支店（銀行法第七章（第47条以下）参照）である当行については、どのような説明が必要か。例えば以下の内容のいずれを満たすことが必要か。また、その他の要件（説明の具体性等）があれば説明をお願いしたい。 （1）本国に所在する経営陣が、日本語で説明できる （2）本国に所在する経営陣が、英語で説明できる （3）本国に所在する経営陣が、英語ではない母国語で説明できる （4）口頭での説明に限らず、説明内容を文書で提出することで可。その際の使用言語は日本語・英語・母国語を問わない（ただし、「経営陣が自らその文書を作成したこと」は証明できない）	組織体制のあり方は金融機関等によって様々であり一律に申し上げることは困難ですが、対話にあたっては、個々の金融機関等の実情を踏まえて適切に対応してまいります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	P4 ・ マネロン等リスク管理態勢の有効性検証について、脚注8は「検証の実施主体については、自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならないと考えられる」と述べています。 ・ 当該記述における「必ずしも検証対象の業務から独立していること」という点について、検証の実効性を確保する観点から、FAQのIII-3（1）-1、III-3-（2）-1および2、III-3（3）-1における記述も勘案し、少なくとも、（a）Aという個別の業務（＝検証対象の業務）を担当している者自身が、当該業務に対して設けられている統制の有効性を検証すること（自己検証）が許容されるのか否か、（b）Aという個別の業務（＝検証対象の業務）を担当している者と同じチームに所属する者が、当該業務に対して設けられている統制の有効性を検証すること（組織的には独立していないものの、限りなく自己検証に近い形で検証）が許容されるのか否か、という点は明確にすべきであると考えます。 ・ また、脚注8は、もっぱら小規模な金融機関を念頭に置いたものであると推察しますが、上記の（a）や（b）といった点も含め、例えば、国際的に活動する大手の銀行や保険会社など、大規模な金融機関にも適用されることが想定されているのか否かを明確にすべきであると考えます。例えば、日本の金融機関（＝親会社）が、脚注8を当該金融機関グループに共通のグローバルスタンダードとして設定する場合、他の国に所在する当該グループの子会社の監督当局がそのことをどのように認識するか、という視点も重要になると考えられます。（例えば、外国の監督当局が、「金融庁のマネロン規制・監督は十分に厳格ではない」と考えることも可能性としては想定されます。）	有効性検証の実施主体については、脚注8に記載のとおり、「自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない」と考えています。 また、有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性の確認については、脚注10に記載のとおり、内部監査部門において、「第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある」と考えています。
1. 有効性検証の目的と視点		
4	（該当箇所） III-1.有効性検証の目的と視点脚注8 （内容） 仮にリスク特定・評価および低減策策定セクションが同時に有効性検証の実施主体となとした場合（かかる方法も明示的には否定されていないと考えられるが）求められる留意点は何か。	有効性検証の実施主体については、脚注8に記載のとおり、「自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない」と考えています。 また、有効性検証の計画・実施・改善対応の適切性の確認については、脚注10に記載のとおり、内部監査部門において、「第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある」と考えています。
2. 想定される実施内容		
5	P5 ・ 「2. 想定される実施内容」の一つ目のパラグラフの冒頭の「一過性」は、「一時的」がより適当ではないでしょうか。	「有効性検証」を継続的に実施いただくことが重要であるという趣旨で、「一過性」という用語を使用しています。
6	<該当箇所> 2.想定される実施内容（1）～（3） <意見> マネロンガイドラインのように、【対応が求められる事項】、【対応が期待される事項】と2段階に分類して記載いただく。または、【基本的な事項】、【標準的な事項】、【高度な事項】と3段階に分類した表記をお願いしたい。	本文書はGLと異なり、金融機関等が有効性検証を実施するに当たって参照する金融庁としての考え方等を示したものです。 なお、本文書の位置付けについては、本文書の「Ⅱ、本文書の目的・位置付けー2. 位置付け」に以下のとおり記載しておりますのでご参照ください。 （「Ⅱ、本文書の目的・位置付けー2. 位置付け」より抜粋） GLではⅡ章「リスクベース・アプローチ」とⅢ章「管理態勢とその有効性の検証・見直し」にて「対応が求められる事項」を定めており、複数の項目でマネロン等対策の有効性検証を実施することを金融機関等に求めている。金融機関等は、GLの「対応が求められる事項」への対応として有効性検証を開始しているが、有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものである。有効性検証の対象となる業務や実施に当たってとりうる手法等は多岐にわたると思われるところ、2025年3月現在、マネロン等対策における有効性検証の取組みを開始して日が浅い金融機関等も多いことから、金融機関等が実施に当たって参照するための金融庁としての考え方等を本文書にて示すこととする。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
7	< 該当箇所 > 2. 想定される実施内容（１）～（３） < 意見 > 有効性検証の実施スケジュールの目安を示して頂きたい。中小金融機関の限られた経営資源を考慮すると、長期的に取り組んでいかざるを得ない課題もあると思われる。	有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものと考えております。 有効性検証の実施主体については、脚注８に記載のとおり、「自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならない」と考えています。 また、内部監査部門においては、脚注10に記載のとおり、「第１線や第２線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある」と考えています。
8	外資系金融機関の多くでは、マネロン等対策はグループレベルで共通した枠組みを導入している為、有効性の検証のなかにも、グローバル拠点やリージョン拠点など海外拠点が主導し、日本拠点も含めて実施するものも有る。こうした検証も、有効性検証に含まれるとの理解でよいのか。	
9	2頁「目的」 マネロン等対策の有効性の検証を行うのは第２線や第３線だけではなく、金融機関のリスク管理態勢の枠組みとして既に実施している第１線が自ら行う有効性の検証も含むという理解でよいのか。 10頁「対話の手法」冒頭で、「有効性検証の担当部署や関係部署等（第２線に限らない）」と記されているのも同旨か。	
10	有効性検証は、例えばリスク低減措置を講じている部署が自ら行うことは否定されていないとの理解で良いでしょうか。	
11	有効性検証の実施主体の独立性について 「有効性検証に係る公表物について」の5ページにおいて、以下の記述があります。 ・前提3:検証実施主体は必ずしも検証対象業務から独立している必要はない(適切な検証ができればよい) しかしながら、金融機関における三線防衛の考え方では、検証主体の独立性が確保されることが原則とされています。特に、内部監査部門は、第1線や第2線からの独立性を保つことが求められます。 今回の有効性検証に関して、「独立している必要はない(適切な検証ができればよい)」との記述がある一方で、内部監査部門、2線部門においてどの程度の独立性が求められるのか、見解をお伺いしたく存じます。	
12	（「Ⅲ. 金融機関等における有効性検証」に係る意見） ・有効性の検証は、内部監査部門が内部監査の1項目として行うことは可能か。それとも、内部監査とは別に独立した検証を実施する必要があるか。	
13	（「Ⅲ.2. 想定される実施内容」に係る質問） ・脚注10で、「内部監査部門においては、第１線や第２線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要がある」とあるが、これは、内部監査部門については自身が有効性検証を行わず、第1線や第2線が行った検証の適切性を確認することを意味するのか。換言すれば、有効性検証は第1線又は第2線が実施しなければならず、内部監査部門は検証を行ってはならないのか。	
14	（「Ⅲ.2. 想定される実施内容」に係る質問） ・第3段落で「営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要」とあるが、これは、有効性の検証は営業・管理・監査の各部門がそれぞれ行わなければならないことを意味するのか。 例えば、「営業部門には有効性検証の役割・責任は無い」という事実を明確にすることで要件を満たすのか。	
15	P6 ・「2. 想定される実施内容」の「（２）マネロン等リスクの低減に係る検証」の二つ目のパラグラフで「上記のリスクの低減に係る業務の有効性を検証し」とある点について、「低減に係る業務」は、GLやFAQにおける文言を勘案すると、「低減措置」あるいは「低減のための方針・手続・計画等」などすることが適当であると考えます。	
16	・「2. 想定される実施内容」の「（２）マネロン等リスクの低減に係る検証」の三つ目のパラグラフの「・・・直面するマネロン等リスクや規模・特性等」は、「・・・直面するマネロン等リスクや自らの規模・特性等」という理解で正しいでしょうか。	
		ご指摘の箇所は、有効性検証についても、GL「Ⅲ－３経営管理（三つの防衛線等）」に記載の「金融機関等においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築する必要があり、営業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である」ということが同様に適用されるということの意味しています。 ご指摘のような「低減措置」あるいは「低減のための方針・手続・計画等」なども含めて「低減に係る業務」は全て有効性検証の対象となりうると考えておりますので、この場所では有効性検証の対象を限定して記載することが適当とは考えておりません。 ご理解のとおり、金融機関等の規模・特性等です。

No.		コメントの概要	金融庁の考え方
17	P8	・例えば、「（２）マネロン等リスクの低減に係る検証」の「マネロン等リスク低減措置の実施に係る検証」の一つ目のパラグラフでは、「整備した低減策に準拠して低減措置が実施されている」との記述があります。このことは、「低減策」と「低減措置」とは異なるものであることを示唆していると解釈することができます。両者が異なるものである場合、それぞれを定義することが適当であると考えます。	「マネロン等リスク低減措置の実施に係る検証」においては、「整備した低減策に準拠して低減措置が実施されていることも確認する必要がある」旨を示しているものであり、「低減策」と「低減措置」とが異なるものであることを示唆したものではありません。
18	III 2.（１）	「以下の観点から検証を行うことが考えられる。」の後の各チェックポイント 意見： 「犯罪組織の手口の変化を踏まえて見直しを行っているか」と加筆することが考えられるかもしれません。	貴重なご意見として承ります。
19	「疑わしい取引の届出状況等」 意見： 「捜査照会、振込詐欺救済法・暗号資産府令等に基づく凍結の状況、苦情の状況」について加筆することが考えられるかもしれません。		
20	III 2.（２） マネロン等リスクの特定・評価が適切に実施されていることを前提に、特定した全てのリスク領域に対して低減策が設けられており、 意見： リスクを評価した結果として、リスク受容、リスク低減、リスク遮断等、リスク評価の結果については、一定の分類があるかと思えます。「全てのリスク領域について、低減策が設けられている」というのは、表現としてやや硬直的にすぎるのではないかと考えられます。もう少し表現を弱めることが考えられるかもしれません。		
21	（該当箇所） III-2.-(3)適時の有効性検証 （内容） 重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯に該当する事案が発生した場合、改めて適時の有効性検証を行うのはもちろんだが、さらなる態勢強化を図るため、他社等で発生したマネロン等事犯が自社で発生した場合のケーススタディを検討し、自社のマネロン等リスク対策を強化したい。そのために可能な範囲で、商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の実例につき、金融機関業種別に定期的に開示していただきたい。		
IV. 金融機関等との対話の基本的な進め方			
22	項番2 該当規定:4.金融機関等との対話の基本的な進め方 意見・質問等:現在、金融機関等と当局との関係においては、定期的な「実地検査」、「オフサイトモニタリング」若しくは個別案件に基づいて当局が指定する定型的資料を提出したうえで検査・ヒアリング等が行われている。報告書での「対話」の内容からするとそれらの検査等と非常に類似しているとの印象を受けるが、それらとは異なる位置付けと理解してよいか。その場合、別途の資料作成を求められるのか。	本文書に記載の対話について、ご記載いただいたものを含む従来の検査・モニタリング等と異なる位置付けとは考えておりません。なお、対話の実施にあたっては、個々の金融機関等の実情を踏まえて適切に対応してまいります。	
1. 対話の目的と視点			
23	（P9） IV1. （２）に「金融機関等におけるマネロン等リスクの低減措置の整備と運用が適切か」とあるが、III2. （２）の表記に合わせて、「…低減措置の整備と実施が適切か」に改めることを検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、「…低減措置の整備と実施が適切か」と修正いたします。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
2. 対話の手法		
24	（「IV.2.対話の手法」に関する質問） ・第1段落で「有効性検証の担当部署や関係部署等（第2線に限らない）」とあるが、このうち「（第2線に限らない）」とカッコ書きをしている意図は何か。第2線が有効性検証の担当部署や関係部署であるという前提があるのか。	当局が金融機関等と有効性検証に関する対話を行う際には、金融機関等のそれぞれの部署が担う役割に応じた視点で対話を行うことを想定している旨を示す意図です。
25	(P.11) IV2.（2）に「定性的・定量的な検証結果も確認しつつ対話を行うことを想定している」とあるが、定性的・定量的な検証とはどの程度の粒度・深度を想定しているかお伺いしたい。マネロン等リスクに応じて、自社が合理的・客観的に説明できると考える程度の検証であればよいということか。	有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものと考えております。 本文書の「IV. 金融機関等との対話の基本的な進め方ー1. 対話の目的と視点」にお示ししているとおり、金融機関等が、対話において自社の有効性を合理的・客観的に説明するために定性的・定量的な検証結果を活用することは有用であると考えています。
26	（「IV.2.対話の手法」に関する質問） ・当行は日本に所在する外国銀行支店（銀行法第七章（第47条以下）参照）であるが、このディスカッション・ペーパーで想定している金融庁と金融機関との対話について、金融庁は外国銀行支店との対話方法をどのように考えているのか。 具体的には、当行の経営陣及び内部監査部門は日本に所在しておらず、いずれも本部が所在する本国に常駐している。そのような場合、日本と本国との時差を考慮した上で、対話の手法としてオンライン会議の形式となるのか。 また、その際に使用する言語は日本語、英語、英語でない母国語のいずれとなるのか。さらに、本国に常駐する経営陣及び内部監査部門は日本語を解さないが、仮に日本語で対話が行われる場合、当行側で通訳を手配する必要があるのか。	組織体制のあり方は金融機関等によって様々であり一律に申し上げることは困難ですが、対話にあたっては、個々の金融機関等の実情を踏まえて適切に対応してまいります。
27	金融機関の中には、すでに有効性検証の枠組みを取り入れている金融機関と、有効性検証は未着手の金融機関も有り、それぞれ、今後、重点的に取り組むべき課題が異なる。 こうした進捗段階の違いに応じて、監督上の着眼点や対話におけるポイントも異なって来るものと思われるが、かような柔軟性が確保されているとの理解でよいか。	GLではⅡ章「リスクベース・アプローチ」とⅢ章「管理態勢とその有効性の検証・見直し」において、「対応が求められる事項」を定めており、複数の項目でマネロン等対策の有効性検証を実施することを金融機関等に求めています。 対話にあたっては、個々の金融機関等の実情を踏まえて必要な対応を実施してまいります。
28	・該当箇所 P10 対話の手法 ・確認 「金融庁は、金融機関等の直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果の仮説を手元に準備し、仮説を踏まえて金融機関等と対話を行い、相互に認識を確認」とあるが、リスクは業態ごとに大きく異なるため、仮説も業態ごとに準備するという理解で良いか。	本文書に記載のとおり、仮説は、金融機関等から毎年報告を受領しているマネロン等リスク量に係る計数等を含むリスクの特定・評価に係る情報を基に作成する想定です。 当該仮説は、あくまで当局が対話の相手方である金融機関等を理解するために作成するメモであり、業態ごとではなく、対話の対象先ごとに作成する予定です。また、当該仮説を対話の相手方に手交等することは想定しておらず、あくまでも金融機関等からの説明内容に基づき対話を実施することになります。
29	(P.10) IV2.（1）に「金融庁は、…マネロン等リスクの特定・評価の結果の仮説を手元に準備」し、また、「仮説は、金融機関等から毎年報告を受領しているマネロン等リスク量に係る計数等を含むリスクの特定・評価に係る情報を基に作成する想定である」とあるが、どのような仮説を想定しているかお伺いしたい。	
3. 対話に当たっての留意点		
30	該当規定: 4.3.「金融機関からの情報収集」及び全般 意見・質問等: 全般にも関わることであるが、金融機関において、その対話のために本書に基づいて年次等又は対話の機会等に際して事前に当局から要請される資料を用意することを求められるのか。本項において、「定期的に収集している情報を最大限活用し、」とあるが、全て定期的に報告している資料若しくは当該金融機関で使用している資料に基づき対話が行われるとの理解で良いか。または有効性の検証の資料を踏まえて「対話」に臨むことでよいのか。	一律に申し上げることは困難ですが、対話にあたっては、個々の金融機関等の実情を踏まえて適切に対応してまいります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
4. 当局の問題意識の発信		
31	項番3 該当規定: 4.4当局の問題意識の発信 意見・質問等: 報告書においては、当局からの発信は各金融機関等との対話の後に今後の課題・着眼点等を整理して公表するスタンスと思われる。個別金融機関等との対話の場において管理態勢等の意見交換を行い、その上での改善点、その他参考にするべき点等の意見交換・指摘若しくは法規制解釈の説明・明確化等を行う考えはあるか。	ご指摘いただいた「Ⅳ. 金融機関等との対話の基本的な進め方ー4. 当局の問題意識の発信」にお示ししているとおり、「対話の結果として得られた有益な気づきや問題意識（問題事案から得られた教訓や先進的な取り組み事例の紹介を含む）」については、対話の対象となった金融機関へのフィードバックに加え、金融レポートや業界団体との意見交換等の場を通じて対外的に発信していく」考えです。 また、本文書の「Ⅳ. 金融機関等との対話の基本的な進め方ー3. 対話に当たっての留意点」にお示ししているとおり、「対話の中で、金融機関等が規制・監督上の課題・悩みを抱えていることを把握した場合には、法規制の解釈の明確化等といった支援を行うことが必要である」とも考えております。
その他		
32	P2 ・本ディスカッション・ペーパー（案）（以下「DP案」）では、「有効性検証」を「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組み」と定義しています。 ・「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「GL」）は、「Ⅲ 管理態勢とその有効性の検証・見直し」において、「マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）」、「経営陣の関与・理解」、「経営管理（三つの防衛線等）」、「グループベースの管理態勢」、「職員の確保、育成等」にかかるガイドラインを定め、これらの領域（項目）における管理態勢の有効性の検証を行うことを求めています。 ・「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下「FAQ」）は、例えば、Ⅲ-1-4では「リスク管理態勢の実効性の検証」、同Q1に対するAの中では「リスク管理態勢の有効性検証」、同Q2に対するAの中では「リスク管理態勢に関する実効性検証」、Ⅲ-3（2）-1では「・・・低減措置の有効性の検証」など、管理態勢の有効性や実効性を検証することが期待されると述べています。 ・これらの関連する文書における記述の趣旨や一貫性を確保するため、DP案における「有効性検証」、GLにおける「有効性の検証」、FAQにおける「有効性（の）検証」および「実効性検証」の各用語（概念）の整理を行うことが適当であると考えます。 ・その他、国際的な基準との整合性の観点から、DP案（およびGL／FAQ）における有効性検証の概念を、FATFの文書を参照しつつ定義することが望ましいと考えます。	ご指摘のとおり、GLにおける「有効性の検証」、FAQにおける「有効性（の）検証」および「実効性検証」などの用語があるところ、本文書においては、それらをすべて含むものとして「有効性検証」を定義しております。
33	本資料で提示された有効性検証は、3線態勢における2線によるモニタリングや3線による監査でも実現できるように考えます。2線・3線で有効性検証がされている場合は、上乗せして新たな対応を求められているものではないとの理解で良いでしょうか。	本文書はGLと異なり、金融機関等が有効性検証を実施するに当たって参照する金融庁としての考え方等を示したものです。 なお、本文書の位置付けについては、本文書の「Ⅱ. 本文書の目的・位置付けー2. 位置付け」に以下のとおり記載しておりますのでご参照ください。 （「Ⅱ. 本文書の目的・位置付けー2. 位置付け」より抜粋）
34	有効性検証とマネーロンダリング対策の高度化の管理について 今回の有効性検証に関する取り組みは、マネーロンダリング対策の高度化とは分けて、事業計画の中で個別に管理すべき内容かと考えますが見解をお伺いしたく存じます。	GLではⅡ章「リスクベース・アプローチ」とⅢ章「管理態勢とその有効性の検証・見直し」にて「対応が求められる事項」を定めており、複数の項目でマネロン等対策の有効性検証を実施することを金融機関等に求めている。金融機関等は、GLの「対応が求められる事項」への対応として有効性検証を開始しているが、有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものである。有効性検証の対象となる業務や実施に当たってとりうる手法等は多岐にわたると思われるところ、2025年3月現在、マネロン等対策における有効性検証の取り組みを開始して日が浅い金融機関等も多いことから、金融機関等が実施に当たって参照するための金融庁としての考え方等を本文書にて示すこととする。
35	（全般） 本件（公表物）はチェックリストに使用しない旨、説明会での発言があったが、来年度に予想されるヒアリングにおいて、本件はどのように使用されるのかイメージがつかないので、金融機関としてどのように活用すればいいのかご教示いただきたい。	
36	（全般） 本文書は、御庁が従来策定・公表したGLやFAQとは異なり、有効性検証について、「金融機関等が実施に当たって参照するための金融庁としての考え方等」や「金融庁と金融機関等との対話の基本的な考え方と進め方」を示すことを目的とし、また、「チェックリストとして用いたりすることはしない」と理解している。一方で、「ディスカッション・ペーパー」との表現に馴染みがないため、本文書の本文中にも表記のうえ定義を説明することをご検討いただきたい。	本文書の脚注4において、「ディスカッション・ペーパー」の定義をお示ししておりますのでご参照ください。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
37	このようなディスカッション・ペーパーや各種のガイドラインについては、現状の文案公表時や、遅くとも正式に公表された時点で、英語版も公表してほしい。 当行は日本に所在する外国銀行支店（銀行法第七章（第47条以下）参照）であるが、本件ディスカッション・ペーパーは本国に所在する経営陣や内部監査部門等の関係者に言及しており、それら関係者と情報共有する必要があるが、現時点で英語版が存在しないため彼らとの認識の共有ができない。 過去には「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の公表の際、パブリックコメントで「英語版の作成を検討する」としていたが、未だに英語版が公表されていない。そのため、サイバーセキュリティを担当する本国の担当部署と情報共有ができず、当該ガイドラインに沿った対応に着手できない状況である。（まさか、「英語版の作成を検討しましたが、作成しない結論に至りました」ではないと思うが）	英語版の作成を検討いたします。
38	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点ブラクティスの整理」の英語版を作成公表頂きたい。	
39	今回、有効性検証に関する対話のための論点等が公表されること、貴庁におかれましては、モニタリングを通して個別のリスク低減措置や全体的な態勢の有効性が阻害された事例も把握していらっしゃるかと存じます。 金融機関にとって参考になりますので、そうした事例につきましても、併せて又は将来的に公表いただけますと幸いです。	貴重なご意見として承ります。
40	2（2）1 マネロン等リスクの低減策の整備に係る検証について 地銀、第二地銀においては、マネロン等リスクの低減策をGLに加え業界団体が作成したコンメンタールに基づき整備をしている。低減策の見直しにおいて、管理体制等を停止や削除、再設計する際は、GLへの準拠が確保されていればコンメンタールへの準拠は必ずしも必要ないという理解でよいか。	
41	口座開設時のマイナンバーカードを用いた本人確認、国内外への送金時のマイナンバーカードを用いた本人確認は必須にしないのか？	
42	【8ページ】 GL に対応を求めているとおり、重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発など、マネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生した際は、当該事象に対応して改めてリスクの特定・評価・低減を実施することが必要である。 <意見> 海外の金融機関でのマネーロンダリング等リスク低減対策について、どのようにを講じていけばよいのでしょうか？ 昨今、海外のもの言う株主による我が国の会社経営に大きなリスクが生じております。	
43	【4ページ】 金融機関等が有効なマネロン等対策を継続的に実施するためには、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を自ら確認することが必要である <意見> マネロン等リスクがあったとしても、委託業者からの裏金によって見過ごされるケースも考えられます。 金融機関は、窓口業務も業務委託で行っております。 自ら確認をしないケースが考えられます。 なお、業務委託では、架空取引やバックで、委託を依頼する責任者が利益を得られやすい構造になっております。 マネロン等リスクがあったとしても、委託業者からの裏金によって見過ごされるケースも考えられます。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
44	【6 ページ】 金融機関等では、直面するマネロン等リスクや規模・特性等も踏まえて、上記のリスクの低減に係る業務についてそれぞれ、以下に記載する観点を参考に、低減策を適切に整備できているか、整備内容に準拠して低減措置を実施できているかを定性的・定量的に検証することが考えられる <意見> デジタル資金による流入についてのリスクはどのようになっているのでしょうか？ 例えば、SNS では、ポイントによる投げ銭で、収益が得られるようになっております。 ポイントによる投げ銭で、金融機関と犯罪組織を仲介する者への依頼について、どのように対策を講じられているのでしょうか？	貴重なご意見として承ります。
45	STR（疑わしい取引の届出）提出基準の明確化 各社の検証基準にばらつきがあるため、STR提出の判断基準について明確なガイドラインを策定し、適切な報告基準の統一を図ることが考えられます。 事業者と規制当局の定期的な意見交換の場の設置 現場の実務担当者と規制当局の間で、定期的な意見交換の場を設けることで、実務に即した規制の策定と業界の課題解決を促進することが考えられるかもしれません。	
46	マネーロンダリング対策は、銀行や保険会社だけでなく、一般国民の生活にも直接影響する。例えば、本人確認や口座開設手続きの厳格化は、正当な顧客に不便をかける恐れがある。しかし、今回の提案では「顧客体験」や「利便性とセキュリティ」のバランスについてはほとんど触れられていない。犯罪防止は重要だが、過剰な規制が国民生活や事業の流動性を損ねるようでは本末転倒だ。金融庁はこうしたトレードオフについて明確に議論し、国民の信頼を得るべきだ。	
47	この提言は、その名の通り「論点整理」と「実践の提示」ととどまっており、マネーロンダリングやテロ資金対策の具体的な行動計画はほとんどない。マネーロンダリング対策は、国際犯罪の増加やデジタル化の進展を受けて緊急性の高いテーマであり、「対話の材料」を提供するだけでは現場のニーズや危機に対応できない。例えば、リスク評価基準や監視体制の強化、違法取引の摘発方法などについて、明確な行動と期限が示されていないのは、政策的決意の欠如を物語っている。こうした抽象的な文書は机上の空論に過ぎず、実際の犯罪防止には役立たない。	
48	「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティス」を整理するだけではマネロン等対策として不十分である。 そもそも、本邦においては、金融庁による許可の下、テロ支援国家の影響下にある金融機関が未だに存在しているため、係る状況の下で「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティス」を整理するだけでは、マネロン等対策としては、形ばかりの有名無実なものに過ぎず、実効性はない。（マネロン等対策の主体となる金融機関自体がテロ支援国家の影響下にある場合、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティス」を整理したところで、実効性は期待できない）	
49	この提案は、課題や実務を「整理」するにとどまり、具体的な対策や実行可能な行動計画が欠けているように思われる。マネーロンダリングやテロ資金対策は、国際的な脅威に対応するために緊急性と精度が求められる分野である。しかし、この提案は抽象的で、特定の金融機関や規制当局が直面する実務上の課題に対する解決策を示唆していない。例えば、リスクベースアプローチの適用方法や実際の監視・検証プロセスについて明確なガイドラインや事例がほとんど含まれていないなど、重大な欠陥がある。単に「対話の課題」を提示するだけでは、現場の混乱を増大させるだけで、効果的な対策にはつながらない。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
50	国際的なマネーロンダリング対策基準（FATF勧告など）との整合性を図る意図は理解できるが、国際基準に従うだけでは、日本特有の金融環境や犯罪特性には対応できない可能性がある。例えば、特殊詐欺や暗号資産の不正使用など、日本特有の犯罪手口に対して、この提案がどの程度有効かは疑問である。FATFの第4次対日相互審査で指摘された問題点（例えば、生命保険分野におけるリスク評価の欠如）を日本は真摯に受け止め、具体的な改善策を示すべきであるが、それが単なる「対話の材料」に終わっていることは、国際社会に対する責任を怠っていることの表れである。	貴重なご意見として承ります。
51	リスクベースアプローチを強調しているようだが、その定義や範囲は曖昧で、どの程度のリスクを「高い」とみなすべきかの具体的な基準や指標も欠けている。金融機関が自らリスクを評価するにしても、基準が明確でなければ、過剰反応や怠慢に陥る恐れがある。同様の問題は過去のガイドライン（マネーロンダリング対策ガイドライン2018など）でも指摘されており、今回のガイドラインで改善が進んでいるという明確な進捗はない。金融機関に責任を押し付けるだけであり、対策全体の実効性は期待できない。	
52	対策の「実効性の検証」という目標は掲げられているものの、その実効性をどう測るかという具体的な監視・評価の仕組みは示されていない。単に「対話」で検証するだけでは、客観性や信頼性に欠ける結果となる。例えば、犯罪検挙率や資金追跡能力、国際協力の成果といったKPI（重要業績評価指標）を設定し、定期的に公表すべきだ。今回の提案では検証方法が不明確で、形ばかりの取り組みに終わる恐れがある。	
53	専門用語や抽象的な表現が多く、なぜこの時期にこの内容が必要なのか、どのような問題を解決しようとしているのかが不明瞭である。 国民の預金や資産を守る責任がある金融庁なのに、なぜ具体的な成果や失敗を明記しないのか。 過去のFATFレビューで日本が「優先フォローアップ国」と評価されたことを踏まえれば、もっと自省し、失敗を分析すべきである。今回の提案は形式的な報告書に過ぎず、説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。	
54	マネーロンダリング対策は、金融機関やコンプライアンス担当者にとってすでに膨大な作業量となっている。今回の提言は、FATFの国際基準や理論的なリスクアプローチを強調しているが、実際の業務プロセスやリソースの制約を無視しているように思える。例えば、顧客デューデリジェンス（KYC）や取引モニタリングの強化を求める際に、どれだけの人材や技術投資が必要か、費用と効果のバランスは何かといった実践的な観点が全く考慮されていない。現場の声に耳を傾けず、金融庁がトップダウンで理論的な枠組みだけを押し付ければ、混乱を招き、実効性のある対策を阻むことになるだろう。	
55	総じて、今回の提案は金融分野という狭い視野にとどまり、社会全体への影響を無視したまま推し進められるおそれがある。（マネーロンダリングやテロ資金供与は金融機関取引だけで対策が完結する訳ではないため、不動産・貴金属・仮想通貨なども含めた横断的な取り組みを要する。金融庁単独ではなく、他省庁とも連携した政策が必要であり、金融機関取引のみを主眼とした狭い視野の対策しか持っていないことを露呈する政策の公表は、反社会的勢力に対しむしろ隙を与えることとなる。） マネーロンダリング対策は重要な課題だが、金融機関や規制当局の内部問題としてのみ捉えるべきではなく、経済、雇用、技術革新、社会的信頼、国際競争力など、より広い社会的要因を考慮する必要がある。 今回の「整理（案）」はそうした狭い視野を露呈しており、結果的に社会全体の安定と発展を損なうおそれがある。 金融庁は、より包括的かつ長期的な視点に立って、国民や社会全体の声を反映した具体的な対策を打ち出す必要がある。 このままでは机上の空論に終わり、社会問題を増幅させるだけだろう。	
56	「金融機関等」として、主に銀行を想定しているように思えるが、実社会における特殊詐欺等では、前払式支払手段を悪用して送金させているケースが多いため、前払式支払手段の事業者を想定した論点を盛り込んだうえで、実際の「マネロン等対策の有効性検証に関する対話」も、前払式支払手段の大手事業者に対して重点的に実施すべきである。 前払式支払手段は「高額電子移転可能型前払式支払手段」として規制強化が行われた経緯があるが、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の基準に満たないような方法での悪用が続いているため、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話」の重点実施を要する。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
57	1.各業態に応じたフォーマット作成について 今回の有効性検証に関して、一部の金融機関からアンケートを取得し、フォーマットを作成されていると伺っていますが、各業態ごとにヒアリングを行い、業態別に適したフォーマットを作成する予定はありますでしょうか。 例えば、銀行等の海外送金業務と暗号資産交換業者の暗号資産送金業務は、行為として類似している部分がありますが、そもそもの送金プロセスやリスク管理の方法が大きく異なります。仮に、海外送金をベースとしたフォーマットが作成された場合、暗号資産の送金業務に適用する際に不適合な点が生じることが懸念されます。 このため、各業態の特性を考慮し、それぞれに適したフォーマットの作成を進めることが望ましいと考えます。特に、暗号資産送金については、国内外の法規制の違いや技術的特性も考慮する必要があるため、暗号資産交換業者等の関係事業者の意見を取り入れたフォーマット設計を検討いただくようお願い申し上げます。	ご記載いただいた「フォーマット」が何を指しているか定かではございませんが、現時点において、有効性検証に関する「フォーマット」は作成しておらず、今後も作成する予定はございません。